



「書かない窓口」が始まります



役場本所 1 階の窓口

3月24日から、役場本所1階と指江支所1階の窓口で行う住民票や印鑑証明書発行などの手続きで、申請書の記入が不要な「書かない窓口」が始まります。

窓口に来られたときに、職員が作成した届出書を確認し、署名をすることで手続きができるため、手続きにかかる時間の短縮と届出書記入の負担が軽減されます。

対象となる手続きは次のとおりで、ほかの手続きも随時対象を拡大していきます。

申請後の証明書などの受け取りや手数料の支払い方法は変わりませんので、ご注意ください。

詳しくは問い合わせください。

○対象となる手続き
住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本など各種証明書の発行

問い合わせ先
役場町民保健課戸籍住民係
☎ (86) 1157 [直通]

書かない窓口の申請方法（イメージ）



① 本人確認書類を提示し、質問事項に答えるだけで、職員が申請書などを作成します。



② 完成した申請書などの内容を確認し、署名をするだけで申請ができます。